

秘

昭和十四年六月二日

委員長 鈴木憲顧問官 西

委員 窪田顧問官 勅

石塚顧問官 勅

清水顧問官 七

藤澤顧問官 納

南顧問官 △

菅原顧問官 亟

商工省官制改正ノ件外五件審査報告

一三

官制 審査 報告

秘

商工省官制改正ノ件外五件審査報告

今日御諮詢ノ商工省官制改正ノ件、臨時商工省ニ振興部ヲ設置スルノ件、物價局官制、工業組合事務官ノ特別任用ニ關スル件、商工省物資調整官ノ特別任用ニ關スル件及昭和十三年勅令第五百四十八號商工省物價事務官等ノ特別任用ニ關スル件中改正ノ件ニ付本官等審査委員ヲ命ゼラレ去月三十日及本月一日委員會ヲ開キテ國務大臣及關係諸官ノ辯明ヲ聽キ以テ之ガ査覈ヲ遂ゲタリ

當局ノ説明ニ依レバ商工省官制ノ現行規定ニ於テハ同省ニ商務工務鑛山保險統制ノ五局ヲ置キ夫レ々々商事ニ關スル事務工業並ニ度量衡及計量ニ關スル事務鑛山及地質ニ關スル事務保險ニ關スル事務重要ナル産業統制及産業合理化ニ關スル事務ヲ掌ラシムルコトトシ別ニ臨時物資調整局官制ニ依リ同省ノ外局タル臨時物資調整局ヲシテ時局ニ緊要ナル各種物資ノ需給調整ニ關スル事務ヲ掌ラシムルコトトセリ然ルニ現下非常時局ノ進展ニ伴ヒ物資

ノ需給調整生産力ノ擴充輸出ノ振興其ノ他商工行政ニ於ケル各般ノ施設ハ愈々其ノ重要性ヲ增加シ迅速圓滑且徹底的ニ之ヲ遂行スルノ必要益々切實ヲ告グルニ當リ現行官制ニ於ケル行政機構ヲ以テシテハ一物資ニ關スル事務が屢々數部局ニ分屬シ爲メニ官民共ニ不便ヲ蒙ルコト少カラズ其ノ他従前ノ機構ハ商工行政ノ機能ヲ發揮シ善ク其ノ效果ヲ擧グルニ適セザルモノアリ之ヲ一變シテ各種ノ物資ニ付其ノ生産ヨリ配給ニ至ル迄ノ事務ヲ一貫シ同

一部局ヲシテ之ヲ掌理セシムルヲ主義トシ而
カモ各部局相互間ノ協調綜合ヲ全クスルノ趣
旨ニ依リ部局ノ構成ヲ定ムルヲ可トス又曩ニ
當面ノ必要ニ應ジ商工省ニ臨時ニ轉業對策部
ヲ置キ物資需給調整ニ伴フ産業ノ維持及轉換
ニ關スル事務ヲ掌ラシムルコトトシタルガ此
ノ事務ト中小商工業ノ振興ニ關スル其ノ餘ノ
事務トハ密接ノ牽聯アルモノナルガ故ニ同一
ノ部局ニ於テ併セテ之ヲ掌理スルヲ可トシ之
ガ爲メ轉業對策部ヲ廢シテ振興部ヲ置クコト

トス更ニ又物價ノ公定其ノ他ノ物價對策ニ關
スル事務ハ現ニ商工省商務局ニ於テ之ヲ兼掌
シタルモ此ノ事務ハ時局ノ進展ニ伴ヒテ頗ル
重要化シ徹底的ニ之ヲ遂行スルノ要アリ且其
ノ關係スル所多岐ニ互リ同省内外ノ部局ニ交
涉アルコト少カラズシテ有力ナル機關ヲシテ
之ヲ擔當セシムルヲ可トスルニ由リ新ニ商工
省ノ外局トシテ物價局ヲ設置スルコトトス乃
チ當局ニ於テハ此等ノ議ヲ決シ茲ニ本案ノ商
工省官制ノ改正竝ニ振興部及物價局ノ各官制

ヲ立案シ之ニ關聯シテ特殊ノ職員ノ特別任用
ニ關スル規程ヲ立案シタルナリ

今本案各件ノ要旨ヲ摘記スレバ大九左ノ如シ

第一 商工省官制改正ノ件

本件ハ形式上現行商工省官制ノ全部改正ナ
ルモ其ノ主眼ハ前述ノ如ク部局ノ構成ヲ變
更スルニ在リテ實質上現行規定ト異ナル所
ノ要點ヲ擧グレバ同省内ニ於ケル商務工務
鑛山、保險及統制ノ五局ヲ廢シ之ニ代フルニ
總務、鑛產、鐵鋼、化學、機械、纖維及監理ノ七局ヲ

以テシ(第二條)總務局ニ於テハ物資ノ生産及配
給ノ綜合計畫ノ設定其ノ他重要商工政策ノ
綜合調整ニ關スル事務、鑛產局ニ於テハ他ノ
主管ニ屬スルモノヲ除クノ外鑛物及金屬ニ
關スル事務、鐵鋼局ニ於テハ鐵鑛及鐵鋼ニ關
スル事務、化學局ニ於テハ他ノ主管ニ屬スル
モノヲ除クノ外化學工業品其ノ他工業品ニ
關スル事務、機械局ニ於テハ機械並ニ度量衡
及計量ニ關スル事務、纖維局ニ於テハ纖維工
業品ニ關スル事務、監理局ニ於テハ保險ニ關

スル事務及他ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ
外商事ニ關スル事務ヲ掌ルモノトシ(第三條)
同省ノ職員ニ於テ工業組合ニ關スル事務
増加シタルニ由リ其ノ事務ヲ掌ラシムル爲
メ新ニ奏任ノ工業組合事務官專任二人ヲ置
クノ外技師屬及技手ノ專任定員ニ若干ノ増
減ヲ施ス(第九條及第二十條)ニ在リ而シテ同
省外局ノ臨時物資調整局ノ所掌事務ハ他ノ
關係部局ニ於テ之ヲ掌理スベキニ由リ同局
官制ハ之ヲ廢止ス(附則)

第二 臨時商工省ニ振興部ヲ設置スルノ件

本件ハ前述ノ如ク從前商工省内ニ臨時ニ設
置シタル轉業對策部ニ代フルニ振興部ヲ以
テスルコトヲ定ムルモノニシテ即チ中小商
工業ノ統制及助長、物資需給調整ニ伴フ産業
ノ維持及轉換其ノ他中小商工業ノ振興ニ關
スル事務ヲ掌ラシムル爲メ臨時ニ商工省ニ
振興部ヲ設置シ(第一條)同部所屬ノ職員トシテ
勅任ノ部長一人、奏任ノ書記官、事務官、理事官
及技師並ニ判任ノ屬及技手各專任若干人ヲ

置キ(條二)部長ハ商工大臣ノ命ヲ承ケ部務ヲ
掌理スルモノトシ(條四)外ニ部務ニ參與セシ
ムル爲メ振興部參與ヲ置キ商工大臣ノ奏請
ニ依リ關係各廳勅任官又ハ學識經驗アル者
ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ジ學識經驗アル
者ノ中ヨリ命ゼラレタル參與ノ任期ハ二年
トシ特別ノ事由アルトキハ任期中ト雖之ヲ
解任スルコトヲ妨ゲザルモノトシ(條三)轉業
對策部ノ設置ニ關スル勅令ハ之ヲ廢止ス(附
第二項)

第三 物價局官制

本件ハ前述ノ如ク商工省所管ノ物價對策ニ
關スル事務ノ爲メ新ニ同省外局トシテ設置
スル物價局ノ組織權限ヲ定ムルモノニシテ
即チ物價局ハ商工大臣ノ管理ニ屬シ物價統
制ニ關スル事務ヲ掌ルモノトシ(條一)同局ノ
長官ハ商工大臣ヲ以テ之ニ充テ(條二)同局ニ
勅任ノ次長一人奏任ノ事務官(内一人ヲ勅任
得)物價事務官及技師並ニ判任ノ屬及技手各
專任若干人ヲ置キ(條三)其ノ外商工大臣ノ奏
請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於

テ事務官ヲ命ズルコトヲ得シメ(條四)又局務
ニ參與セシムル爲メ同局ニ參與ヲ置キ商工
大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳勅任官ノ中ヨリ
内閣ニ於テ之ヲ命ズルモノトシ(條五)長官以
下常務職員ノ職掌ヲ定ム(條六)乃(至)
以上各件官制ノ施行ニ伴フ經費ハ既ニ本年度
歲出豫算ニ於テ之ヲ整理計上シタリ
第四 工業組合事務官ノ特別任用ニ關スル件
前記ノ工業組合事務官ハ其ノ職任ニ鑑ミ其
ノ任用ヲ普通任用ノ資格アル者ノミニ限定
スベカラズシテ之ニ對シ特別任用ノ途ヲ開
クノ要アルニ由リ本件ヲ以テ産業組合事務
官ノ特別任用規程ノ例ニ倣ヒ新ニ規程ヲ設
ケ工業組合事務官ハ三年以上地方産業職員
制ニ依ル奏任官待遇ノ職ニ在リテ工業組合
ニ關スル事務ニ從事シタル者ノ中ヨリ高等
試験委員ノ銓衡ヲ經テ特ニ之ヲ任用スルコ
トノ得ルモノト爲サントス

第五 商工省物資調整官ノ特別任用ニ關スル
件

今般別業ノ勅令ニ依リ軍需ニ供スベキ物資
ノ需給ノ調整ニ關スル事務ニ従事セシムル
爲メ高工省ニ設置セラルル物資調整官(專任
陸海軍コトヲ指シ)ハ其ノ職任ニ照シ陸海軍
武官ヨリ之ヲ任用スルノ必要アリテ之ガ爲
メ特別任用ノ制ヲ立ツルノ要アルニ由リ本
件ヲ以テ新ニ規程ヲ設ケ高工省物資調整官
ハ其ノ職務ニ必要ナル學識經驗ヲ有スル者
ノ中ヨリ高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ特ニ之
ヲ任用スルコトヲ得ルモノトシ此ノ任用ニ

實際上ノ支障ナカラシムル爲メ此ノ規定ニ
依リ任用セラルル者ニハ高等官官等俸給令
第四條所定ノ高等文官初級官等ノ制限ヲ適
用セザルコトトセントス

第六 昭和十三年勅令第五百四十八號高工省
物價事務官等ノ特別任用ニ關スル件中
改正ノ件

前記ノ官制改正ニ伴ヒ従前ノ高工省物價事
務官ハ廢セラレテ物價局物價事務官ガ之ニ
代ルコトト爲リタルニ由リ本件ヲ以テ高工

省物價事務官ノ特別任用規程ヲ改メテ其ノ
儘物價局物價事務官ニ關スルモノト爲サン

トス

按ズルニ現下ノ時局ニ即應シテ有效適切ナル
諸般ノ經濟國策ヲ遂行スル爲メ商工行政ニ於
ケル各般ノ施設ハ倍々重要ト困難ヲ加フルノ
秋ニ方リ其ノ事務ヲ一層圓滑ニ處理シ其ノ機
能ヲ發揮スルニ遺憾ナカラシメ又當面ノ必要
ニ應ジテ物價ノ統制ヲ強化シ中小商工業ノ振
興ヲ徹底スルノ趣旨ニ基キ本案第一乃至第三

五九

ノ改正官制ヲ以テ商工省ノ内外ニ互リ部局ノ
機構ヲ一新シ同省所管事務ノ分配ヲ一變セン
トスルハ其ノ趣旨ニ於テ之ヲ是認スベク其ノ
規定ノ條項ニ付テモ亦別ニ支障ノ廉ヲ認メズ
其ノ餘ノ三件ハ官制ノ改正ニ伴ヒ特殊ノ高等
文官ニ付實際ノ必要ニ因リ新ニ特別任用ノ規
程ヲ設ケ又ハ其ノ從前ノ規程ヲ整理セントス
ルモノニシテ孰レモ之ヲ是認スルヲ妨ゲス但
ダ本案官制ノ改正ハ商工部内ノ機構ニ於テ從
來多ク其ノ例ヲ見ザル變更ヲ生ゼシムルモノ

ナルガ故ニ特ニ現下ノ時局ニ於ケル商工行政ノ重要性ニ考ヘ其ノ運用ニ關シ當局ニ於テ周到ナル用意ヲ爲スノ要アルコト言フ俟タズ殊ニ改正商工省官制ニ於テ事務ノ對象タル物資ノ種別ニ依リ分局ヲ定メタルハ一面處務上ノ利便アルベキモ他面動モスレバ各局間ノ連絡ヲ缺キ調和ヲ失フノ虞ナキニアラズ之ニ備フル爲メ別ニ總務局ノ設アリト雖運用宜シキヲ得ルニ非ザレバ時ニ豫期ニ反スルノ結果ヲ生ズルコトナキヲ保セズ當局ニ於テハ常ニ其ノ

間ニ慎重ノ注意ヲ拂ヒ最善ノ努力ヲ怠ラズ以テ能ク所期ノ效果ヲ收ムルニ至ランコト本官等ノ切ニ希望スル所ナリ仍テ審査委員會ニ於テハ本案ノ六件ハ總テ原案ノ通り之ヲ可決セラレ然ルベキ旨此ノ希望事項ト共ニ全會一致ヲ以テ議決シタリ

右審査ノ結果ヲ報告ス

昭和十四年六月二日

審査委員長

樞密顧問官男爵鈴木貞太郎

審査委員

樞密顧問官

窪田静太郎

樞密顧問官

石塚 英藏

樞密顧問官

清水 澄

樞密顧問官

藤澤幾之輔

樞密顧問官

南 弘

樞密顧問官

菅原 通敬

樞密院議長公爵近衛文麿殿

昭和十四年六月七日立案

主筆

書記官

書記官長



書記官



内閣情報部情報官、特別任用ニ關スル件
外一件審査報告

(別紙、通了)